

「障がい者スポーツ」における概念の整理 —定義と事例を手掛かりとして—

清 野 宏 樹¹, 越 川 茂 樹²

Organizing concepts in “disability sport” —Using definitions and examples as clues—

Hiroki Seino¹, Shigeki Koshikawa²

Abstract

In this study, we examined children with disabilities education, social welfare, as well as the concept of disability sport in the physical education field of sport. As a result, in the education of children with disabilities and social welfare field, with an emphasis on fun-oriented disability sport concept and sport means value of such as health promotion and socialization to point out the need for orientation of as a distraction disability sport the idea was found. On the other hand, the disability sport of thinking in physical education and sport field, adapted sport to the background the inclusive system development, sport in accordance with the characteristics of people with disabilities make to modify the rules and tools, as well as the rehabilitation and treatment definition, such as physical activity in general, including the purpose of the exercise, and the like are confirmed. And sport meaning of people with disabilities to be the premise, although seen the opinion that it is assumed to guarantee a fun, still often tend the idea to see the advantage the means value of the disability-specific sport and sport there were. However, from the case of disability sport, with the sport “fun” is to be in the underlying disability and sports of the relationship has been confirmed. From the above, it is to consider the physical education of special needs school with an emphasis on sport intrinsic value of came to the conclusion that is required.

key words: disability sport, concepts, play

1. はじめに

「失われたものを数えるな。残っているものを最大限に生かせ。」とは、1950年代の国連の障がい^{注1)}者哲学の一つである。この言葉を国立ストックマンデビル病院の脊髄損傷科の初代科長に任命を受けた医師であり、パラリンピックの産みの親でもあるL・グットマン博士は、第二次世界大戦末期のイギリスで脊髄損傷や切断など

の傷を負った大多数の戦傷者に対してリハビリテーションを目的としてスポーツを勧め、生きる勇気と希望を与える際に伝えていた（田中，2015）とされている。グットマン博士が1948年のロンドンオリンピック開催に合わせて、院内で開催した競技会が、後のパラリンピックにまで発展していった。日本では、2001年に身体に障がいのある人たちが行ってきた全国身体障害者スポーツ大会（身障者国体）と、知的に障がいのある人たちが行って

1. 北海道釧路養護学校
〒085-0054 釧路市暁町11-1
2. 北海道教育大学釧路校
〒085-0850 釧路市城山1-15-55

1. Hokkaido Kushiro nursing school
11-1 Akatukichou, Kushiro 085-0054
2. Hokkaido University of Education Kushiro
1-15-55 Shiroyama, Kushiro 085-0850

著者連絡先 清野宏樹
Seino1029@lilac.plala.or.jp

きた全国知的障害者スポーツ大会（ゆうあいピック）が合併し、第1回全国障害者スポーツ大会として生まれ変わった。以来、障がい者スポーツは着実に多くの障がいのある人々の生活に浸透してきている。中川（1988）は、今日の障がい者スポーツの状況について次のように述べる。

わが国の障害者のスポーツは、1949年に制定された『身体障害者福祉法』にある、身体障害者更生援護施設の運営基準に添い、施設を中心に、更生訓練の一手段としての運動療法として取り扱われるところから発展してきた。（中略）近年では、障害者自身が、自発的に、生きがいの動機づけとしてのスポーツを求めるようになり、地域はもとより全国規模の種目別大会や障害別大会が盛んに実施されるようになってきている。（中川、1988、pp.156-157）

こうした動勢の障がい者スポーツであるが、その振興・普及は、今後、スポーツ基本法において障がい者スポーツの振興が盛り込まれたこと、2020年には東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したこと、文部科学省が障がい者スポーツの支援を担当するようになったこと^{注2}、さらに2015年のスポーツ庁の設置等によって、一段と加速されることが予想される。

このような状況にある障がい者スポーツの概念は、明確に示されてはいないと思われる。例えば、（公財）日本障がい者スポーツ協会編で大久保（2009）は、障がい者スポーツとは、障がい者のための特別なスポーツがあるわけではなく、障がいのない人を基準に行われているスポーツの方法や場面をそのまま適用することが「困難である」「危険である」「障がいを悪化させるおそれがある」などにより、競技規則や用具を一部変更し、改良することで、安全に楽しくかつ公平に行うことができるよう、障がいの状況に合わせて行っている実態（大久保、2009、p.23）として捉えられている。

また、富永（1999）は、障がい者スポーツを「ルールの手直しや用具の開発」によって可能となったとして、具体的な種目を「(1) ルールや用具の一部手直しで行われている競技…車椅子テニス、ローンボール、柔道（視覚障害者）、乗馬、パワーリフティング（肢体不自由者）、バレーボール（義足装着者）、(2) ルールを工夫して行われている競技…セブンサッカー（脳性麻痺者）、バレーボール（下肢障害者）、ゴールボール（視覚障害者）、(3) 用具の工夫で成り立っている競技…自転車競技、ボッチャ、（肢体不自由者、脳性麻痺者、視覚障害者）、シットスキー、アイススレッジスピードレース、アイススレッジホッケー（車椅子使用者）。」（富永、1999、p.295）と分類している。その上で、富永は障がい者の場合も生涯スポーツを十分に視野に入れて対処すべきこととして挙げている。

これらに象徴されるように、障がい者スポーツはその形態や具体的な種目を示していることが多く、その背後にある障がい者スポーツの概念については、必ずしも深く検討され共通理解されているとはいえない。

一方、特別支援学校における体育授業に目を向けると、機能訓練やサーキットトレーニングを中心とする実践が多く見受けられる。現状として、障がいのある子どもたちの体育の授業に関しては、岩渕ら（2012）によって、リハビリテーション体育と捉えられ、次のように定義されている。

リハビリテーション体育とは、病気やけがなどにより心身に障害を持つ方々や機能が低下した人々を対象として、スポーツやレクリエーション、体操などの運動特性を手段として、基礎的な体力の維持・向上や日常生活活動の改善・拡大、心身の活動性の向上など、積極的に生き生きとした社会生活を営む上で必要な健康の維持・増進を図る分野である（岩渕ら、2012、p.64）。

障がいのある子どもたちの病気やけがなどにより心身の障がいに焦点を合わせるという運動を手段として考える体育として、こうしたリハビリテーション体育という考え方もある。こうした運動の手段的な考え方が特別支援学校に広く見られる根拠として、リハビリテーション体育の考え方があることが理解できる。また、そのような考え方に対して、星ら（2012）は、知的障害特別支援学校への高等部における重度知的障がいのある子どもへの体育授業に関するアンケート調査の結果から多くの学校で体育教材として「球技」に取り組んでいるが、子どもの実態に合った教材選択や運動文化を獲得する観点での体育学習があまり行われていない現状を明らかにした。さらに、星は特別支援学校の教員として、ムーブメント教育のように訓練的な取り組み又は感覚的な動きのおもしろさを味わうということではなく、主体的に運動文化の文化的価値を享受すること、そして生涯スポーツとして様々なライフステージにおいていろいろな仲間や教師・指導者と共に一緒に楽しめる力をつけることが重要であると考え、アダプテッド・スポーツの視点から生徒の実態に合った教材選択や運動文化を獲得することをめざした体育の授業に取り組んでいる。

このように特別支援学校の体育の授業においては、機能訓練といった運動の手段的価値に基づいた実践が一般的であるが、運動の文化的価値に目を向けた面白さや楽しさを味わう視点の体育授業の実践も一部みられる。

また、障がいのある子どもたちの運動に対する手段的価値にもとづく考え方の強さによって、体育に対する消極的、否定的な思いが少なからず生じている。つまり、体力づくりや自立活動の指導という観点での指導や支援も行うため、機能訓練やサーキットトレーニングを中心とする運動の手段的価値を重視されている場合もある。

このことが、障がいのある児童・生徒に対する体育の授業の考え方に影響している。それについては、東條ら(2004)の「発達障害のある成人当事者たちからの提言集」において確認することができる。例えば、「運動が不器用で体育や技術では軒並み苦戦しました。劣等感を味わい、やる気をなくしてしまうことが多かったです」や「私は体育が泣くほど嫌でした。運動能力全般が他の子よりも明らかに劣っていたからです。習うより慣れろ式の体育では駄目だと思います。鉄棒を例に取れば、適切な鉄棒の高さ、握り方、力の入れ方、目線、等、手を添えて教えるか、図で示して教えないといつまでもできません」(東條ら, 2004, pp.17-73)といった発言からわかる。

スポーツの手段的価値に重きをおくと、「やらせる側の論理」からみたときには非常に強力なものとなり(佐伯, 1981, p.222)、指導者側の一歩的な指導によって運動が行われる可能性が高くなるゆえ、運動に対して子どもたちが消極的、あるいは憎悪を抱いてしまうことが少なくない。一方、安井ら(2012)は、「インクルーシブ教育と体育・スポーツ」で、インクルーシブ体育という、「健常児と障害児が、ともに学ぶための授業における工夫」という文脈で捉えられていることが多いと指摘している。しかし、ドイツの学校におけるスポーツ授業の事例から、単に「ともに学ぶための工夫」という概念では説明できない要素を含んでおり、障がいのある子が、いる、いないに関係なく「みんなが楽しめる」授業を行うのが前提となっている(安井ら, 2012, pp.236-237)という。そして、障がいの有無に関係なく全員が同じ条件で楽しむという考え方によって、体育授業だけでなく、運動部活動や地域のスポーツクラブにおいても不可欠であり、今後の運動・スポーツの環境づくりと指導の実践においてきわめて重要である(山本, 2015, pp.72-73)と述べている。障がい者スポーツの考え方として、「スポーツをみんなが楽しむ」ことを基調としていることは、多くの研究者の指摘するところであり、その考え方を根幹に据えることが、アダプテッド・スポーツやインクルーシブ体育の捉え方をより深化させることができると考える。

これまでの障がいのある子とない子を分けた体育の授業が一般的であったが、近年、障がいのある子とない子が同じ集団の中で行う体育を「インクルーシブ体育」といわれている。草野(2007)は、インクルーシブ体育について、「同じ目的のもとで活動する間に、子どもたちは、いろいろな『ズレ』や『まさつ』を経験する。『ズレ』とは意識や行為の『ズレ』である。『ズレ』の一部は具体的な『まさつ』となってあらわれる。『まさつ』には不平や不満が伴う。『まさつ』は次々に起こるが、その経験をするたびに子どもは成長していく」(草野, 2007, pp.12-13)として、これを「共振」状態と呼び、他者理解のひとつの到達点であると述べている。こうした、「共振」の現象は、子どもと教師の関係からも構築されイン

クルーシブ体育にきわめて重要であるとまとめている。しかし、この考え方には、運動を手段として、障がい児と健常児の関わりを「共振」状態と称し、人間関係における「ズレ」や「まさつ」を通して子どもが成長するというひとつの他者理解の到達点であるとしている。そこには、運動自体に価値があることや子どもたちが主体的に取り組む視点はみられない。つまり、運動そのものの面白さや楽しさを子どもたちが味わうという文化的な価値を享受するといった視点は認められない。

上記のような安井ら(2012)の通常学級において考えられる「インクルーシブ体育」の考え方はあるものの、特別支援学校における体育の考え方・進め方にまで言及してはいない。知的障害特別支援学校の体育授業実践については、機能訓練やリハビリテーション、サーキットトレーニング、あるいは体づくりといった運動の手段的価値を重視した実践事例がほとんどである(清野・越川, 2016, p.82)。しかし、体育が社会における人間と運動の関係を問題とする教科であるならば、それは障がい者スポーツの考え方や現実の障がい者とスポーツの関係を見据えていくことが必要であると考えられる。障がい者スポーツを捉えるうえで、藤田(2013)は、戦後の障がい者スポーツの形成過程を明らかにするために、これまでの変遷を年代別にまとめている。

そこで、この年代別の編成を踏まえて本研究では、障がい児教育、社会福祉分野、ならびに体育・スポーツ分野における障がい者スポーツの考え方を検討するとともに、障がい者自身の障がい者スポーツに対する考え方を読み解くことにより、障がい者スポーツの概念の中核となる点を検討・整理することを目的とする。

2. 研究方法

先の藤田(2013)は戦後の障がい者スポーツの形成過程を明らかにすることによって、これまでの障がい者スポーツの発展の状況や条件、逆に発展を遅らせてきた要因を知ることができ、今後の障害者スポーツを普及させていくための道標となることから、変遷を便宜的^{注3}に四つに分けている。すなわち、(1)障害者スポーツの基盤形成期(～1975年)、(2)障害者スポーツの種目普及期(～1990年)、(3)競技志向化期(～1998年)、(4)高度化・統合化期(1998～)に分類している。本研究では、障がい者スポーツの概念を整理をする上で、定義と事例を手掛かりとして、社会福祉・障がい児教育分野と体育・スポーツ分野にみられる障がい者スポーツの概念を検討することとした。ところで、障がい者スポーツとは、大きくは社会福祉分野も含む障がい児教育分野と体育・スポーツ分野2つの領域において問題とされている。また、特別支援学校における体育も、社会福祉分野も含む障がい児教育分野と体育・スポーツ分野の両方の関係の中で考えなければならない分野である。それゆえ、この2つ

の分野、それぞれにおける障がい者スポーツの概念を検討することとした。また、体育・スポーツ分野については、さらに、各分野からの研究者の立ち位置や考え方における共通点や相違などから、(1) 障がい児教育・社会福祉分野について (2) 体育・スポーツ分野について (① インクルーシブの視点から、② 適合・適応の視点から、③ 配慮の視点から) の項目に整理した。

尚、障がい者自身の自らのスポーツに対する考え方は、今回は直接インタビューではなく、自伝書等の二次的資料を質的な研究データの対象として使用した。

3. 考 察

3-1 障がい児教育・社会福祉分野について

京極 (2000) によると、社会福祉の中の障がい者スポーツ (sports for the disabled) とは、障がい者が参加するスポーツであり、主として、障がい者が余暇を楽しみ、人生をエンジョイする意味がある。また、スポーツの身体的、心理的、社会的側面における効果も少なくないと京極は理解している。また、畑田 (1996) は、身障者スポーツの意義として、身障者にとって、スポーツは最も自然な治療訓練であり、従来の理学療法、作業療法を補足して、より効果をあげることができるものである (畑田, 1996, p.11) と述べている。その意義として、第一に身障者自身が、まず身体を鍛えることにより残存能力の強化を図り、また合併症の予防をし、体力機能に自信を持たせ、明るい希望と勇気を抱くようにすることである。第二には、一般社会に身障者の持つ能力を認識してもらい、理解と関心を深めることにより、身障者の社会復帰の一助とすることである。第三には、身障者がスポーツを通じて互いに友好を深め、励まし合って、一人ひとりの生活を向上させていくようにすることである。以上のことから身障者にとっては、健常者よりもスポーツが必要であることが容易に理解できるからとしている (畑田, 1996, pp.11-12)。畑田は、身障者に限定し、スポーツを最も自然な訓練であり、健常者よりもスポーツが必要であるといった訓練的な意味合いに意義を見出している。森 (1999) は、北欧を中心に提唱されてきた、障がい者を特別視しないノーマライゼーションのひろがりとともに、障がい者のスポーツが注目されるようになってきたが、日本ではまだイベントが中心であり、障がい者が日常的にスポーツを楽しむまでには至っていないのが現状であると述べている。京極 (2000) は、障害者スポーツが余暇の充実に必要なものであるとしているが、その理由として、スポーツの身体的、心理的、社会的側面における効果があるから必要であるとの根拠づけている。さらに、森 (1999) は、日本の障がい者スポーツがイベントに参加することに意義を見出している現状であることから日常的にスポーツに親しむまでに至っていない現状を北欧のノーマライゼーションの思想と対比して根拠

づけている。つまり、障がい者にとってスポーツが重要であることを主として考えて障がい者スポーツを捉えていることがわかる。

島川 (2014) は、社会福祉政策や文教政策に見る「障害者のスポーツ」から「障害者スポーツ」への意識や表記上の変化は、そのまま国民や行政機関全般の認識の変化であると前向きに捉えたいとした上で、障害者スポーツが長く行われるようになるか否かは、日本におけるスポーツを真の意味で、文化として定着させることができるか、どうかを知る試金石になると述べている。島川 (2014, p.86) によれば、障がい者スポーツは、障がい者へのリハビリテーションを手段とした社会福祉政策のひとつの施策としてすすめられ、障害者の社会的自立や社会参加を促してきた。同時にスポーツを通じた健康政策の側面からは、障がい者の体力維持・増進や障がいの進行予防といった効果をあげてきた (島川, 2014, p.86) と述べている。

また、芝田 (1998, p.379) は、障がい児教育の中で、医療機関等で治療や訓練としておこなわれる「治療的スポーツ」、学校等の教育機関で教育や訓練としておこなわれる「教育的スポーツ」、一般の社会体育と同様に障がい児者が自由に主体的に参加あるいは実施する「社会スポーツ」の3側面があるが、通常は「社会スポーツ」を指すとしている。課題として、芝田 (1998) は、現在の障がい者スポーツは、世界・日本ともに競技への傾斜が強く、そのため重度障がい児者の参加が困難な場合が多いと述べている (芝田, 1998, p.379)。しかしスポーツは「すべての人にとって基本的権利」(国連・体育スポーツ国際憲章) とされるゆえ、今後の養護学校などの「からだの教育」では、すべての子どもの「スポーツ権保障」の観点にたち、重度の障がい児の単純な身体運動から、軽度の障がい児の競技スポーツまでを共通の発達課題に位置づけ、子どもの全生涯を見通して行われる必要がある (芝田, 1998, p.379) と指摘する。島川 (2014) の見解では、社会福祉施策の動向を知るには障がい者スポーツがどこまで進んでいるのかといった尺度としての見方やその成果として、障がい者の体力維持・増進や障がいの進行予防といった効果をあげてきたということであっている。こうした点からスポーツの手段的価値を大切にしている考え方が見受けられる。また、芝田 (1998) の見解では、日本の障がい者スポーツは競技としての参加が強い傾向があり、軽度の障がい者の出場する機会はあるが重度障がい者の参加は困難な場合が多い (芝田, 1998, p.379) と指摘し、すべての子どもの「スポーツ権保障」の観点から、軽度の障がい児の競技スポーツまでを共通の発達課題に位置づけ、子どもの全生涯を見通して行われる必要がある (芝田, 1998, p.379) としたスポーツの権利保障を手段として障がい者スポーツをすべての子どもたちが行うことの必要性を説いている。

3-2 体育・スポーツ分野について

3-2-1 インクルーシブの視点から

矢部 (2004) は、適応された身体活動 (Adapted physical Activity) について、障害に応じた心身の使い方や要求に適合するように活動プログラムを作成したり、器具を開発したり、環境調整をしていくことによって、障害者が社会参加してゆく活動としている。そして、スポーツのルールや用具を障害の種類や程度に適合 (Adapted) させることによって、障害のある人はもちろんのこと、幼児から高齢者、体力の低い人であっても誰でもスポーツに参加できることを示し、「アダプテッド・スポーツ」という既成の概念にとらわれない造語を提唱した (矢部, 2004, pp.3-4)。つまり、アダプテッド・スポーツとは、障がいのある人がスポーツを楽しむためには、その人自身と、その人を取り巻く人々や環境をインクルージョンしたシステムづくりこそが大切であるという考え方に基づいている。

それが現在では、障がい者スポーツは、障がいがあっても活用できる能力を活かしてプレーできるように考案されたスポーツ、ちょっと工夫して、その場その場に適した形にしたスポーツということから、「障害のある人のためのスポーツ」から、「何らかの障害のある人も行えるスポーツ」へと概念が変わりつつある (高橋・矢部, 2007, p.103)。

以上から、“その人に適応したスポーツ”“実践する人に合わせたスポーツ”、だれにでも参加できるスポーツという意味でアダプテッド・スポーツを捉え、障がい者スポーツはもはや障がい者のためのスポーツではなく、何らかの障がいのある人も行うことのできるユニバーサルなスポーツの形態を指している。こうした考え方は、齋藤 (2014)、後藤 (2015a, 2015b)、大山 (2015) にもみられる。その背後には、「スポーツを楽しむ」ことは障がい者にとっても保障されるべきであるという考え方ならびに、そうした権利のもとで、誰もが同じ時空間でスポーツ活動に興じることを想定し環境づくりをすることを求める思想がある。また、大山 (2015) は、「アダプテッド・スポーツ」はスポーツ実践にあたっての方法論的概念といえる (大山, 2015, p.65) として、今後より厳密な定義の整理が求められるであろうが、現時点では、障がい者のスポーツも含み「実践者に合わせたスポーツ」として理解され浸透してきている (大山, 2015, p.65) としている。つまり、アダプテッド・スポーツとは、実践する側の方法論的概念であるが、実践者に合わせたスポーツとして理解浸透しているという現状を強調している。

3-2-2 適合・適応の視点から

藤田 (1998) は、当初、障がい者スポーツが一般的にリハビリテーションとか、気の毒な人がやっているスポーツというイメージでとらえられがちであるとし、「ディサビリティ・スポーツ」という言葉を用いてい

る。藤田 (1998) によると、「ディサビリティ・スポーツ」の意味は、「障害のある人が実践できるスポーツや運動」 (藤田, 1998, p.25) である。しかし、後に、藤田 (2006) は、アダプテッド・スポーツを「身体に障害がある人などの特徴にあわせてルールや用具を改変、あるいは新たに考案して行うスポーツ活動を指す」 (藤田, 2006, p.17) としている。そして、身体に障がいのある人だけではなく、高齢者や妊婦等、健常者と同じルールや用具の下にスポーツを行うことが困難な人々がその対象で、Adapted physical activity (APA) とはその上位概念であり、スポーツに限らず、リハビリテーションや治療目的の運動なども含めて種々の目的で行われる身体活動全般を意味する (藤田, 2006, p.17) としている。

また、山崎 (2007) は、「障害のある人のために新たに考案されたスポーツをさすのではない、健常者がおこなっているスポーツを、ルールや用具を障がいの種類や程度に応じて一部変更しておこなうスポーツのことである」 (山崎, 2007, p.248) とアダプテッド・スポーツを定義している。

澤江 (2014) は、聴覚障害と自閉症スペクトラムを例にアダプテッド体育・スポーツのもつ理念である「(障害のある)『人』に対して『スポーツ (sport)』が合わせる」という姿を示す試みとして、既存のスポーツ、とりわけ競技性の高いスポーツは、参加する選手に、勝敗や記録が公平に訪れるように、用具や場所、ルールが規定されていると述べる。選手は、用具や場所、ルールを熟知し、そこに自分の身体を適応・適合するように鍛えあげていく。こうした面から「『人 (身体)』が『スポーツ』に合わせる」という姿がアダプテッド・スポーツにみられるとしている。つまり、既存の用具や場所、ルールでは、スポーツを楽しむことができない人に対して、携わる方は、「スポーツ」をその「人」の特性に合わせるために、用具の大きさや素材、形を変えたり、場所の大きさや人数などを変えたり、ルールを簡素化したり、追加したりすることをadaptationと指摘する (澤江, 2014, p.204)。

高橋 (2015) は、アダプテッド・スポーツ (adapted sport) について次のように捉えている。

本来一人ひとりの発達状態や身体条件に適合させた (adapted) スポーツという意味であり、具体的には、スポーツのルールや用具を障がいの種類や程度に合わせてスポーツ活動を提供するものである。すなわち、障がいは「個人と個人を取り巻く環境が接する際に生じる問題」であるという観点から、たとえ重い障がいがあってもその人を主体に考え、どのような工夫をすれば共にスポーツに参加できるかを考えることであり、障がいのある人のスポーツ実践において「なに (What) をするか」から「どのように (how) 工夫するか」という発想の転換が求められるものといえる。 (高橋, 2015, pp.976-977)

このように、適合・適応としての障がい者スポーツを提唱する研究者は、障がいや人そのものへの適合・適応としての状況に応じて作り変えていくこと、新たに考案したり、用具やルールの工夫により区別されたりしたスポーツのあり方を論じている傾向にある。つまり、誰にでも適合・適応可能なスポーツとなるため、健常者と一緒に行うこともできるという意味で、インクルーシブやノーマライゼーションの思想に通じるものがあるという考え方を根底にもっている。ゆえに、アダプテッド・スポーツが障がいに応じて適合・適応したスポーツに留まっている現状にあると考える。しかし、障がいに特化し、適合・適応を重視していくことで、スポーツの手段的な考え方の傾向が強くなる可能性があると考え、適合と適応の言葉の違いについては、使用する研究者によって違うだけで、意味的には大きな違いがないため、「適合・適応の視点」とした。

3-2-3 配慮の視点から

渡（2011）は、特別支援教育の「体育」について検討するために、日本におけるアダプテッド・スポーツが具体的なスポーツのあり方を示すことに強調がおかれて受容されてきた（渡，2011，p.122）こと、つまり、身体活動全般のみを指してきたことを考察した上で、「配慮の平等」を強調し、「これまで排除されてきた人々を体育という社会的現象への平等に参加を保証するためのものであると考えるべき」として「体育におけるアダプテッド・スポーツは、差異を尊重し、多様性を保証する授業内外における『配慮の平等』を達成するための理念であり、かつ、一つの運動なのだと捉えることができる」（渡，2011，p.128）とした。ここでは、「配慮の平等」といった新たな障がい者観を模索し、提案している。

また、後に渡（2012）は、障がい者スポーツの臨界点の中で、車椅子バスケットボールを題材に、選手たちの語りから、「障害者／健常者」という枠組みを自明で固定的なものとして理解していないことを浮き彫りにしている。ルール上、持ち点が与えられ「イスバス」というスポーツに参加でき、日常的にも自立している自分たちはいわば「にせものの障害者」であり、「イスバス」に参加する重度で日常的に自立できない人たちが「ほんものの障害者」としてしている。その当事者が自分たちを障がい者であると認識せざるを得ない経験を併せもつため、健常者の側に自らを位置づけることはない。つまり「障害者／健常者」という外から見れば自明なカテゴリーを選択的にずらして自ら位置を理解するとしている。

選手の語りから、「障害」の内容を様々なかたちで揺らぐもので、その揺らぎを資源として戦略的に利用している存在であることをフィールドワークの経験から分析し、主張している。しかし、その主張が全ての障がい者の考え方には当てはまるものでないので、一概に臨界点とは言い切れないところがある。

3-3 事例の分析

3-3-1 事例1：河合純一氏（水泳）

全盲の水泳選手である河合純一氏は、生まれつき、先天性ブドウ膜欠損症という病気にかかり、左の目は視力がなく、右の目もほとんど見えていなかった。3歳のとき、手術して右の目だけは0.1の視力を取り戻すことができた。

河合氏の出身は、静岡県浜名湖の太平洋側に面した舞阪町（現在は浜松市）という漁師町であった。まわりがすべて水の世界であったため、幼少期から水に親しみ遊んでいたという。5歳になると、両親は、近くのスイミングクラブに入れた。泳ぐことが楽しかったことから舞阪小学校に入学すると水泳部で選手として頑張り、中学校に入学後も継続したという。

後に、河合氏が母校である早稲田大学における「障害者スポーツについて」という講義のなかで、水泳をふくめて、「障害者のスポーツも競技であること、ほくはリハビリのために水泳をしているのではなく、水泳選手として競技をしているということ、そのために、だれよりも速く泳ぐことを目指すために努力している」（河合，2000，p.217）と述べている。また、『「水泳は楽しい」ということですが、そんなに練習して、どこが楽しいでしょうか？』との質問に対して、河合氏は、『「苦しい」と『楽しい』は、ある意味で表裏一体です。どんなに苦しくても、そのあとにきっと、楽しくなるという前向きな生き方がほくは好きです。』（河合，2000，p.219）といったやりとりからも、河合氏にとっての水泳の意味づけを読み取ることができる。

河合氏の言葉から、障がい者スポーツは、スポーツと区別されることなく同じスポーツであることであると認めていること、ならびに水泳というスポーツを自身の生き方や身体の一部と化して捉えていることがわかる。そして、スポーツの魅力に引き込まれる中で、努力もするし、「苦しい」や「楽しい」といった感情が生まれる。そうしたスポーツを行っている状況において自信が形成され前向きな自己が生成されるというありようが理解され得る。河合氏は、早稲田大学の講義において、強調したかったことは、一貫して「障害者スポーツが、障害を治すりハビリではなく、競技スポーツだということだ」（河合，2000，p.216）としていることから、障がい者スポーツをリハビリのための手段であったり、当事者自身がスポーツのなかにインクルーシブやノーマライゼーションの思想を根底に据えたりしながら競技スポーツをしているのではないということである。河合氏の場合、その対象となるスポーツと向き合うなかにある自分自身と格闘し、限界を突き破るなかに、前向きとなる自己を新たに発見している。ゆえに、スポーツを自分の生活内容化し、言い換えれば自己とスポーツの関係から生きていく上での前向きな自分を表現しているのである。そこには、河合氏の人生において、スポーツを目的的に捉え

た生き方であると考えることができる。

3-3-2 事例2:京谷和幸氏(車いすバスケットボール)

京谷和幸氏は、北海道室蘭市出身であり、室蘭大谷高校からJリーグ開幕時のジェフユナイテッド市原に所属したプロのサッカー選手であった。しかし、交通事故で肢体不自由となりリハビリで始めた車いすバスケットボールでスポーツ選手として再度目覚め、パラリンピック選手となった。そして、Jリーグ選手時代と同じ価値観を見出し、シドニーパラリンピックに出場した。福祉関係の仕事や千葉県教育委員会教育委員を兼務する中で、スポーツによって人生を切り開いている。週1回程度しか練習に行かなかった時を経て練習に毎回行くようになり、筋肉が付いてきたことを実感し、それまで入らなかったシュートが入るようになると、少しずつ車いすバスケットが楽しくなっていった(京谷, 2011, p.93)という。

京谷氏は、シュートが入るようになってから、「少しずつ楽しくなっていった」と車いすバスケットボールの魅力に惹きつけられていくようになり、次のような言葉も残している。

サッカーはできなくなったが、あるとき、車いすバスケットでサッカーと同じような感覚を味わえることに気づきました。あいたスペースの使い方やフェイントのかけ方、何よりチームスポーツということ。

パスを出したくても、腹筋、背筋がないほくは、ボールを投げるときに力が入らず、思ったところにパスが出せない。相手の選手の動きを読んでいても、相手の選手についていくスピードもパワーもない。

頭の中ではパスが通っているのに、相手の選手を押さえているのに…。(京谷, 2011, pp.102-103)

京谷氏の言葉からは、ゲームにおける攻防のかけひきの面白さを悟っている文脈が認められる。また、京谷氏が初めて、車いすバスケットボールの試合を観戦した時の言葉では、「所詮、障害者のスポーツだろう……。おれにはサッカーがあるんだよ」(京谷, 2011, p.88)から始めて試合に参加してから「これは、スポーツだ!」(京谷, 2011, p.90)と障がい者スポーツに対する考え方が変わり出したきっかけを述べている。それからさらに、「注文していたバスケット車が届くと、気持ちにも変化が出てきました。週1回程度しか行かなかった練習に毎回行くようになって、まず筋肉が付いてきたと実感しました。そして、それまで入らなかったシュートが入るようになると、少しずつ車いすバスケットが楽しくなってきたのです。」(京谷, 2011, p.93)と車椅子バスケットボール固有の楽しさを味わい、続けていく動機について述べている。さらに、「練習に積極的に行くようになったほくですが、そのときは、リハビリの延長、健康維持のためにしか思っていませんでした。」(京谷, 2011, p.96)からパラリンピックを目標にするようになり、「実現させるため、壮絶な

努力をしていくことになるのです。」(京谷, 2011, p.96)とパラリンピック日本代表になるまでの経緯を述べている。

つまり、車椅子バスケットボール固有の楽しさを味わうことで、リハビリテーションや健康維持だけではなく、パラリンピック選手になるということを目指し、自ずと努力もするという車椅子バスケットボールの根底にある「楽しさ」とスポーツとして本人のなかで明確に認めている文脈があるのである。

3-3-3 事例3:知的障がい者サッカー日本代表チーム(知的障がい者のサッカーワールドカップ2006年ドイツ大会)

2006年サッカー世界選手権大会全日本選手団の活動や大会の模様をフリーライターの湯山尚之氏によって書籍化された。知的障がい者のスポーツを題材とした自伝や紹介は、非常に少なく第3者を通して、これは、スポーツに対するひたむきな姿を書き出されている数少ない書籍の一つである。湯山は、取材を通して、彼らのサッカーは、大観衆を魅了するような華麗な個人技が連続して披露されるようなものではなく、緻密でスピーディな戦術的面白みが凝縮されているものではないかもしれない、それでも現実に、初めてみた人の多くは、彼らのサッカーに魅了されるという。そうした観客の言葉が次のように記されている。

日本代表チームが成田で最終合宿を行っていたとき、競技場の門の隙間から数人の男性が、紅白戦を観戦していた。そして観戦する人の人数は、徐々に増えてきた。「あのう……これはどこのチームの練習なんですか」子どもの手を引いた男性が、私にそう尋ねてきたので、知的障害者の日本代表チームだということを説明すると、「へえー、普通のサッカーじゃないですか」という答えが返ってきた。(湯山, 2007, p.182)

ここで湯山(2007)は、サッカーとは、手を使わずにボールを相手ゴールへ入れるゲームであるという、基本的な認識を根源的な「喜び」と言い換えることもできる(湯山, 2007, p.182)としている。この「喜び」とは、健常者であろうが、障がい者であろうが、すべての選手や観客にとってみな平等に分け与えられるということ。つまり、知的障がい者の選手たちが、ゴールを目指すひたむきなプレーは、障がいの有無や国籍、世代を超えて、多くの人たちに新鮮な驚きと夢を与えてくれると湯山(2007)は述べているが、上記のエピソードによってそれが裏付けられている。また、湯山は、大会終了後に、ドイツ大会を引き受けた小澤通晴監督にインタビューし、「サッカーとは、ピッチに出れば、健常者は障害者からボールを奪ってはいけないとかそういうことがない平等なスポーツ」(湯山, 2007, p.183)という言葉を引き出している。また、障がい者のサッカーを実際に観戦すること

によって、「初めて見た人の多くは、彼らのサッカーに魅了される。」(湯山, 2007, p.182)としていることから、フリーライターである湯山(2007)の文脈からも知的障がい者のサッカーをスポーツとして認めていることが確認することができる。

4. おわりに

本研究では障がい児教育・社会福祉分野、ならびに体育・スポーツ分野における障がい者スポーツの捉え方を検討し、その根底にあるものは何かを整理することを試みた。障がい児教育・社会福祉分野においては、気晴らしとしての楽しみ志向的、娯楽志向的な障がい者スポーツの方向づけの必要性を指摘がある一方で、スポーツで健康増進や社会化といったスポーツの手段的価値に重きを置いた考え方が認められた。

体育・スポーツ分野における障がい者スポーツの考え方には、インクルーシブなシステムづくりや理念を背景に据えたアダプテッド・スポーツとしての理解、障がいのある人などの特徴にあわせてルールや用具を改変して行うスポーツであり、スポーツに限らず、リハビリテーションや治療目的の運動等も含めた身体活動全般といった定義、さらにそれらを推し進めて、差異を尊重し、多様性を保証する授業内外における「配慮の平等」を達成するための理念であり、1つの運動である、という認識が確認された。そしてそれらの前提となる障がい者とスポーツの関係、つまり、障がい者にとってのスポーツは、楽しみを保障するものであることを訴える論調はみられるものの、障がい者特有のスポーツやスポーツの手段的価値を優位とみる考え方は依然として多い傾向にあった。確かに、障がい者とスポーツの関係がさらに発展するには、インクルーシブシステムや適応・適合、ならびに配慮の平等の観点は大切であろう。しかしながら、障がい者スポーツを行っている人々のスポーツへの意味づけを事例に沿ってみていくと、スポーツのもつ「面白さ」や「楽しさ」が障がいのある人とスポーツの関係の根底にあると考えられる。スポーツの魅力にとりつかれ、真剣に向き合っていたり、プレイしたり、努力したり、といったリハビリテーションや機能訓練ではない、障がい者とスポーツのかかわりが現実にある。障がい者スポーツを特別なものとして区別するのではなく、スポーツとして、捉えることが重要であると考えられる。スポーツを自己目的的な活動、すなわち、それ自身の過程の中に意味と価値を持つものとして捉え、そこに人間の行動としてのスポーツの正当性を主張する根拠を置くスポーツ観である。自己目的的な活動とはプレイの特徴を示しているが、竹之下(1972)は、プレイの本質として、人々をプレイに誘い込み、夢中にさせるものをプレイのもつ楽しさ(fun)であるとしている。このプレイを認めることによって精神を認めることになり、肉体的存在の

限界を突き破っているのがプレイであると述べている。こうしたことを踏まえるならば、アダプテッド・スポーツの考え方を越えた、プレイの楽しさ(fun)(竹之下, 1972)を障がい者スポーツの前提とすることが大切であると考えられる。つまり、障がい者スポーツも、楽しみを基調とするスポーツと捉え、それに基づいた体育授業が求められる。最近では、久保(2015)は、障がい者スポーツについて、一人よりもみんなで楽しむことを重要視し、「みんなで、ともに、楽しむ」世界の拡がりや久保は造語で「共楽」性という考え方を示しているが、こうした解釈もさらに検討していくことが求められる。

また、特別支援学校の体育授業のあり方についても検討・整理し、今後の展望を示唆することも課題としておきたい。

注

注1)「障がい」の表記については、法律用語、固有名詞では、「障害」であるが、本稿では、障害ではなく、「障がい」を用いることとした。理由としては、障がい者のスポーツを統括する「日本障害者スポーツ協会」は、2014年3月31日に「日本障がい者スポーツ協会」へと名称変更をしている。そこには、「当協会としては、たとえ少数であっても活字の『害』を不快に思う人に配慮するとともに、社会の意識を変える一つの誘因にもなるよう期待し、当協会の権限の範囲内において『がい』の表記に改めることにしました」との意見を支持し、本稿でも同様の表記にした。但し、論文や文献等の引用に際しては、様々な著者の見解に対する「害」の使用について、当時の時代背景や法的な根拠、文脈の前後の意味を取り違いないようにするため、そのまま「害」を使用した。

注2) これまで、障がい者スポーツは厚生労働省が所管していたが、「障害者の生活をより豊かにする観点やリハビリテーションの一環としての支援」をこれまで通り行い、文部科学省が「障害者アスリート等への支援」や「スポーツ振興としての支援」等、障がいのある人の地域スポーツと競技スポーツについては移管され担うこととなった。

注3) 藤田(2013)は、日本の障がい者に歴史を4期に区分し特徴を次のようにまとめた。「第1期(～1975年):障害者スポーツの普及・振興の基礎組織が設立された。第2期(1976～1990年):障害者スポーツ施設が整備され、個人競技の普及が見られた。一方で、一般社会から障害者スポーツがみえにくくなった。第3期(1991～1998年):パラリンピック競技を中心に団体競技や知的障害者スポーツの普及がみられた。選手の競技志向が強くなり、マスコミも注目するようになった。第4

期（1998年～）：3障害の統合と障害者スポーツと障害のない、人のスポーツの統合化、競技の高度化、スポーツとしての報道が特徴である。第4期はスポーツ基本法の影響もあり、障害のある人となない人のスポーツの振興が統合的に進められようとしており、障害者のスポーツ普及・振興は転換期にある。その意味でスポーツ基本法以降を第5期とみてよいかもしれない（藤田，2013，pp.61-62.）」とした。尚，便宜的な区分として、障害者スポーツに関する主な事象、障害者スポーツ関連の組織や大会開催の状況、障害者スポーツ施設、指導者養成、競技記録の変遷、新聞報道等を手がかりに総合的に判断した（藤田，2013，p.56）と述べている。

文 献

- 藤田紀昭（1998）ディサビリティ・スポーツってなに？。ディサビリティ・スポーツ—ぼくたちの挑戦—。東林出版社，pp.25-28.
- 藤田紀昭（2006）障害者スポーツ。（社）日本体育学会監修，最新スポーツ科学事典，平凡社，pp.384-385.
- 藤田紀昭（2008）障害者スポーツの世界—アダプテッド・スポーツとは何か—。角川学芸出版.
- 藤田紀昭（2013）わが国の障がい者スポーツの歴史—4つの時代区分とその特徴—。障がい者スポーツの環境と可能性，創文企画，pp.56-63.
- 後藤邦夫（2015a）障がいのある人とスポーツのかかわり。中村敏雄ほか編，21世紀スポーツ大辞典。大修館書店，pp.944-945.
- 後藤邦夫（2015b）共生社会へのスポーツに対する期待。中村敏雄ほか編，21世紀スポーツ大辞典，大修館書店，pp.979-980.
- 畑田和男（1996）身障者スポーツの意義。日本リハビリテーション医学会監修，障害者スポーツ，医学書院，pp.11-12.
- 星幸敏・玉村公二彦（2012）特別支援学校高等部における体育の授業づくり—重度知的障害児に対する球技教材の教育的価値の検討—。奈良教育大学紀要（人文・社会），61（1）：69-80.
- 岩淵典仁・浦上裕子・山本正浩・清水健・小出千鶴子・樋口孝浩（2012）高次脳機能障害者の認知機能に対するリハビリテーション体育の影響について。リハビリテーションスポーツ，31（2）：64-69.
- 河合純一（2000）夢 追いかけて—全盲の普通中学教師河合純一の教壇日記—。ひくまの出版.
- 河合純一（2001）生徒たちの金メダル。ひくまの出版.
- 久保健（2015）真に「すべての人の」と言えるスポーツ・体育を求めて。芝田徳造・正木健雄・久保健・加藤徹編，すべての人が輝くみんなのスポーツを—オリンピック・パラリンピックの壁を越えて—。クリエイツかもがわ，pp.138-158.
- 草野勝彦（2007）インクルーシブ体育とは何か。草野勝彦ほか編，インクルーシブ体育の創造—「共に生きる」授業構成の考え方と実践—。市村出版，pp.8-13.
- 京極高宣（2000）障害者スポーツ。：社会福祉学小辞典，ミネルヴァ書房，p.79.
- 京谷和幸（2011）車いすで夢を駆けろ—元Jリーガー京谷和幸の挑戦—。主婦の友社.
- 森昌明（1999）障害者スポーツ。庄司洋子ほか編，福祉社会事典，弘文堂，p.486.
- 中川一彦（1988）障害者スポーツ—大会。松田岩男・宇土正彦編，学校体育用語辞典，大修館書店，p.156.
- 中村和彦（2007）。プライドinブルー。株式会社マクザム（DVD）.
- 大久保春美（2009）障害者スポーツの意義と理念。（財）日本障害者スポーツ協会編，障害者スポーツ指導の手引（第2次改訂版），ぎょうせい，pp.23-26.
- 大山祐太（2015）大学資源活用によるアダプテッド・スポーツの振興とその意義。北海道教育大学岩見沢校芸術・スポーツ文化学研究編集部編，芸術・スポーツ文化学研究，大学教育出版，pp.62-80.
- 佐伯年詩雄（1981）文化としてのスポーツとその指導。勝部篤美・糸野豊編，コーチのためのスポーツ人間学，大修館書店，p.222.
- 齋藤まゆみ（2014）特別支援学校の体育。体育の科学，64（6）：402-405.
- 澤江幸則・齋藤まゆみ（2014）障害のある子どもの「身体」。澤江幸則・木塚朝博・中込四郎編，身体性コンピテンスと未来の子どもの育ち，明石書店，pp.184-210.
- 清野宏樹・越川茂樹（2016）知的障害特別支援学校における「運動の楽しさ」を基調とした体育授業の試み。釧路論集—北海道教育大学釧路校研究紀要—，48：81-87.
- 芝田徳造（1998）障害者スポーツ。茂木俊彦編，障害児教育大事典，旬報社，p.379.
- 島川肇（2014）「障がい者のスポーツ」から「障がい者スポーツ」へ—社会福祉政策と文教政策の下における「障がい者スポーツ」理解のための一資料—。東海学園大学研究紀要，19：71-92.
- 高橋明・矢部京之助（2007）障害者スポーツ。大阪体育大学体育学部編，基礎から学ぶ体育・スポーツの科学，大修館書店，pp.102-103.
- 高橋まゆみ（2015）ノーマライゼーション思想と障がいのある人のスポーツ。中村敏雄ほか編，21世紀スポーツ大辞典，大修館書店，pp.976-977.
- 高橋健夫・稲垣正浩（1983）スポーツ教育の基本問題の

- 検討（Ⅰ）—スポーツ教育の論拠と基本的性格—
奈良教育大学紀要（人文・社会），32（1）：149-167.
- 竹之下休蔵（1972）プレイ論. プレイ・スポーツ・体育論.
大修館書店，pp.133-171.
- 田中暢子（2015）障害者スポーツの視点から. 学会本部
企画＜パネルディスカッション＞多様性を肯定する
スポーツと社会—「真の共生社会」とは何か—日本
体育学会，第66回大会，発表資料.
- 富永徳幸（1999）障害者スポーツ. 松岡重信編，保健体
育科・スポーツ教育重要用語300の基礎知識，明治
図書，p.295.
- 東條吉邦ほか編（2004）ADHD・高機能自閉症の子ども
たちへの適切な対応—成人当事者たちからの提言集
—. 独立行政法人国立特殊教育総合研究所.
- 渡正（2011）体育科教育におけるアダプテッド・スポー
ツの理論的構成に関する研究. 徳山大学総合研究所
紀要，33：119-129.
- 渡正（2012）障害者スポーツの臨界点—車椅子バスケッ
トボールの日常的実践から—. 新評論.
- 矢部京之助（2004）アダプテッド・スポーツとは何か.
矢部京之助・草野勝彦・中田秀雄編，アダプテッド・
スポーツの科学—障害者・高齢者のスポーツ実践の
ための理論—. 市村出版，pp.3-4.
- 山本理人（2015）新たな視点—総合型地域スポーツクラ
ブ，ジェンダー，インクルーシブ教育，アダプテッ
ド体育・身体活動. 鈴木秀人ほか編，中学校・高校
の体育授業づくり入門. 学文社，pp.68-74.
- 山崎昌廣（2007）障害者スポーツ. 田口貞善編，スポー
ツの百科事典，丸善，pp.248-250.
- 安井友康・千賀愛・山本理人（2012）ドイツにおける障
害児者の教育と余暇・スポーツ. 障害児者の教育
と余暇・スポーツ—ドイツの実践に学ぶインクルー
ジョンと地域形成—. 明石書店，pp.235-238.
- 湯山尚之（2007）夢—プライドinブルー—. 河出書房
新社.

〔平成30年12月1日 受付〕
〔令和元年7月9日 受理〕